

## 処方・調剤・保険請求の

## Q&amp;A

日本薬剤師会

調剤をしていて、疑問に思ったこと、医師または患者さんに聞かれて困ったこと、医師に疑義照会して対応したがいまひとつ納得できないこと、ありませんか？ 皆さんの疑問に各分野の専門家がお答えいたします。

ご質問をお寄せください。要項は93頁にあります。なお、回答は本誌に掲載することによってのみ行います。電話やファクシミリによる回答はご容赦ください。また、特殊なケースの質問は、採用されないこともありますのであらかじめご了承ください。

**Q** 調剤情報提供料について質問があります。当薬局では、調剤の際、高齢者や症状の変化による薬剤の規格の監査や、小児の体重による薬量の監査などを細かく行っています。調剤情報提供料は、「薬学的な観点から疑義が生じた場合等において…」とありますが、次のようなケースは調剤情報提供料を算定できますか。 (広島県 匿名希望)

例1) 2年ぶりに医療機関を受診して処方せんが交付された小児の患者で、2年前より体重が5kg増えたにもかかわらず薬量が以前と同量であったため、処方医へ疑義照会を行ったところ、適切な薬量に訂正された。

例2) 長期間継続服用している薬剤が、通常使用量の1/4で処方せんに記載されていたため処方医へ疑義照会を行ったところ、規格および錠数の記載ミスであることが判明し、適切な薬量に訂正された。

**A** 単なる記載ミスによるものについては、調剤情報提供料の算定対象にはなりません。

調剤情報提供料は、処方せんに基づく調剤時において、例えば、①長期保存の困難性などの理由から分割調剤が必要な場合や、②粉碎など特殊な技術工夫により薬剤の体内動態への影響を認める場合に、処方医へ照会するとともに、文書により情報提供した場合に算

表1 調剤情報提供料について

## 区分16 調剤情報提供料

(1) 調剤情報提供料は、受け付けた処方せんが次に掲げる場合に該当し、調剤するに当たって薬学的な観点から疑義が生じた場合等において、当該処方せんを発行した医療機関等に情報提供の必要性を認め、患者の同意を得て、当該医療機関等に対し照会を行い、かつ、文書によりこの情報を提供した場合に算定する。

ア 投与日数が長期にわたる処方であって、吸湿性等の理由により薬剤の長期にわたる保存の困難性等から分割して調剤を行う必要を認める場合

イ 粉碎等の特殊な技術工夫により薬剤の体内動態への影響を認める場合

(2) 処方せんの記入上の疑義照会等では算定できない。

<以下、略>

〔診療報酬の算定方法の制定等に伴う実施上の留意事項について〕(平成20年3月5日、保医発第0305001号)別添3より抜粋

定します。

この点数は、調剤時における薬学的な観点から生じた疑義に関する情報を、処方医へフィードバックすることを評価したものであり、もちろん例示されているケース以外についても算定対象となりますが、処方医の単なる事務的ミスに起因した疑義照会については算定対象とされていません(表1)。

ご質問のケースについては、いずれも単なる事務上の記載ミスのことであることから、調剤技術料の算定対象にはならないでしょう。

**Q** 現在、当薬局では後発医薬品調剤体制加算を算定していますが(地方社会保険事務局には



届出済み)、直近3カ月間の後発医薬品の調剤率が30%未満となってしまうため、今月、地方厚生(支)局へ変更の届出を行う予定です。この場合、後発医薬品調剤体制加算はいつまで算定できますか。また、今後、直近3カ月の後発医薬品の調剤率が30%以上となった場合には、再度届出しようと考えているのですが、その場合はいつから後発医薬品調剤体制加算を算定できるのでしょうか。(匿名希望)

**A** 今月中に後発医薬品調剤体制加算に係る変更届(取り下げの手続き)を行った場合は、今月末日まで当該加算を算定できます。また、翌月以降に再度加算を算定するための届出(再開の手続き)を行った場合は、届出が受理された月の翌月1日から当該加算を算定できます。

後発医薬品調剤体制加算を算定している保険薬局では、毎月、直近3カ月間における後発医薬品の調剤率が平均30%以上であるか否かを把握することが欠かせません(図)。調剤率の計算の結果、当該割合が30%以上を維持していれば改めて届出を行う必要はありませんが、もし30%未満となってしまう場合には、地方厚生(支)局長あてに、変更届(取り下げ)を行わな

ければなりません。ただし、その翌月以降に、直近3カ月間における後発医薬品の調剤率が再び平均30%以上となった場合には、改めて地方厚生(支)局長あてに届出を行うことで、後発医薬品調剤体制加算を算定することが可能になります。

その際、加算の算定のタイミングとしては、「取り下げ」または「再開」のいずれの場合であっても、届出を行った月〔地方厚生(支)局において届出が受理された

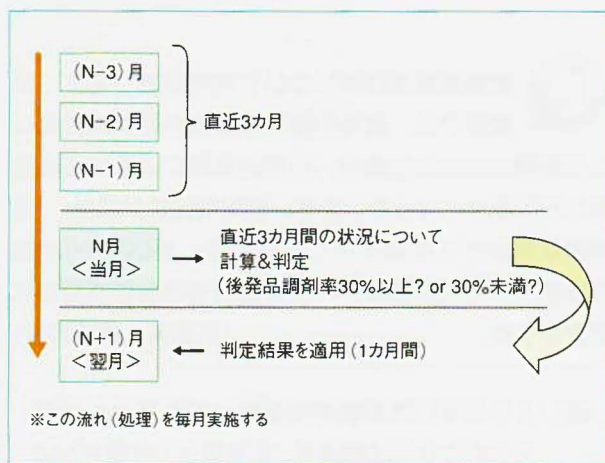


図 後発医薬品調剤体制加算の確認手続きの流れ



表2 施設基準の届出について

## 第2 届出に関する手続き

- 6 届出の要件を満たしている場合は届出を受理し、次の受理番号を決定し、提出者に対して副本に受理番号を付して通知するとともに、審査支払機関に対して受理番号を付して通知するものであること。

基準調剤	(調)第	号
後発医薬品調剤体制加算	(後発)第	号
保険薬局の無菌製剤処理加算	(薬菌)第	号

- 7 4に定めるもののほか、各月の末日までに要件審査を終え、届出を受理した場合は、翌月の1日から当該届出に係る診療報酬を算定する。また、月の最初の開庁日に要件審査を終え、届出を受理した場合には当該月の1日から算定する。〈以下、略〉

〔「特掲診療料の施設基準等及びその届出に関する手続きの取扱いについて」(平成20年3月5日、保医発第0305003号)より抜粋〕

月)の翌月1日から適用することになっています(表2)。すなわち、今月中に取り下げのための変更届を行った場合は今月末日まで、今月中に再開のための届出を行った場合は来月1日から、後発医薬品調剤体制加算を算定することができます。ただし、地方厚生(支)局における月の最初の開庁日に届出が受理された場合に

は、当月1日から後発医薬品調剤体制加算を算定することが可能です。

以上の考え方は、後発医薬品調剤体制加算に限られたものではなく、ほかの施設基準(基準調剤加算、無菌製剤処理加算)についても同様の取り扱いとなりますので、誤解しないよう注意してください。

## 質 問 の 募 集

調剤をされていて疑問に思ったこと、医師または患者さんに聞かれて困ったこと、医師に疑義照会して対応したがいま一つ納得できないことはありませんか？  
皆さまの疑問に各分野の専門家がお答えいたします。どしどしご質問ください。

## 「質問の募集」要項

## 1. 質問の範囲

- ① 実際の処方せんの疑義解釈に関する質問  
例えば、処方医に疑義照会すべきかどうか迷っている実例や疑義照会の際に処方医の指示で納得できない実例で、専門家の意見が知りたい、という場合など。
- ② 保険調剤・調剤報酬などに関する質問  
例えば、どのようなケースが調剤拒否に該当するのか？や、請求もれがあった場合の対応は？という質問など。
- ③ 調剤技術などに関する質問  
例えば、A散とB末を配合してもよいか？ また、C錠を粉碎してよいか？という調剤技術上の質問など。

2. 質問は文書で日本薬剤師会『調剤と情報』係まで、ご連絡ください。
3. 誌上では匿名の扱いをいたしますが、さらに詳しい内容をお聞きしないと回答できないこともありますので、住所、氏名、電話番号を必ず明記ください。
4. 質問の採否ならびに回答者の選択は、編集委員会で決めさせていただきます。
5. 質問ならびに回答は無料です。
6. 質問が採用された方には、じほうから図書カードが贈呈されます。

ただし、本コーナーへの質問はあくまでも『調剤と情報』誌に掲載を前提としておりますので、個人的・特殊な質問にはお答えできません。ご了承ください。また、回答は本誌面によるのみ行います。電話やファクシミリによる回答はご容赦ください。

送 付 先

〒160-8389 東京都新宿区四谷3-3-1 富士・国保連ビル  
日本薬剤師会 「調剤と情報」事務局  
TEL.03(3353)1170 FAX.03(3353)6270